



新型コロナウイルス感染症の影響によって、多くの事業者の売上高が減少しており、事業継続を支援するため、売上高が大幅に減少した事業者へ給付金を2回に亘って交付したところであるが、その後も売上が戻らない事業者が多いことから、令和3年1月以降の売上高が前年同時期と比べて大幅に減少した方を対象に給付金を支給するもの。

地域小規模企業者給付金（2回目） 【市独自の追加施策】

(1)事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少した事業者に事業継続を応援する給付金を交付する。

■対象となる事業者

令和3年1月から2月までのいずれか一月の売上高が前年同月比(※) 30%以上減少した市内で事業を営む小規模企業者。

※建設業、製造業、農業を営む事業者は、令和3年1月から2月までの2ヶ月の売上高の月平均と前年同時期を比較。
新規創業者は、創業後一番売上高が多かった月と直近1ヶ月を比較。

■支援金額

売上高減少率	売上高減少額	給付額
30%以上 50%未満	5万円以下	5万円
	5万円超10万円以下	10万円
	10万円超	15万円
50%以上	5万円以下	5万円
	5万円超10万円以下	10万円
	10万円超15万円以下	15万円
	15万円超20万円以下	20万円
	20万円超25万円以下	25万円
	25万円超	30万円

■申請方法

申請書及び必要書類を商業観光課まで郵送。
受付期間は、令和3年2月15日(月)から3月26日(金)まで(消印有効)

■周知方法

市HP・広報、商工会議所会報(会員約2,000社)、金融機関や関係団体から周知チラシの設置(市本庁舎、江釣子庁舎、和賀庁舎、北上商工会議所、ツインモールプラザ、パル、市内金融機関本支店、産業支援センター)

■その他

コロナ関連の事業者向け給付金は、令和2年5月から8月まで受付した地域中小企業応援給付金、令和2年11月から令和3年1月まで受付している地域小規模企業者給付金に続いて3回目である。なお、これらの給付金や国の持続化給付金との併給は可能である。

業種	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	20人以下
小売業、卸売業、飲食業、サービス業	5人以下

小規模企業者の定義

(2)補正要求額

158,795千円

■積算根拠

◇負担金、補助及び交付金

30万円×450件+15万円×150件= 1億5,750万円

◇賃借料

事務所賃借料：月額100,000円×1ヶ月=100,000円

※ツインモールプラザ東館3階、10坪

◇委託料

事務所設置業務委託費：一式150,000円

入力業務委託費：月額150,000円×2ヶ月×1.1=330,000円

◇給料

会計年度任用職員：月額156,200円×2名×2ヶ月=624,800円

◇職員手当等

通勤手当：月額5,500円×2名×2ヶ月=22,000円

◇役務費

郵送代：800件×84円=67,200円